令和８年度 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録 10 周年 100 日前イベント企画運営等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　事業の概要

（１）事業名

令和８年度 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録 10 周年 100 日前イベント企画運営等業務委託

（２）事業の目的

大分県と宮崎県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、豊かな自然環境と、その自然と共生しながら営まれてきた人々の暮らしが評価され、平成 29 年６月 14 日にユネスコエコパークに登録された。令和９年６月には、ユネスコエコパーク登録 10 周年を迎える。本業務は、その 10 周年を前に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの普及啓発及び登録 10 周年に向けた機運醸成を図ることを目的として実施するものである。イベントを通じて、地域住民がユネスコエコパークの価値や魅力を再認識し、地域への誇りや愛着を深めるとともに、市外からの誘客を促進し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認知度向上につなげることを目的とする。

（３）業務内容

別紙仕様書のとおり

（４）履行期間

契約締結の日から令和９年３月 19 日（金）まで

（５）限度額

２，４３２，１００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

２　参加資格

企画提案競技へ参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。また、参加者は契約候補者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれかに該当していないこと。

（２）佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成24年佐伯市告示第155号）に規定する有資格者であること。

（３）受託業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。

（４）公告日から契約締結までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準(平成24年告示第163号)及び大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和2年大分県告示第507号）の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（５）公告日以前３か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀

行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている企業等でないこと。

（７）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

（８）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（９）選定後、本市が「８ 選定基準及び方法」の選定方式で決定した交渉権第１位の者と協議のうえ、業務内容を確定させることを承認する者であること。

３　実施スケジュール

内　容	日　程
公募開始（公告）	令和８年 11 月 11 日（水）
質問書提出期限	令和８年 11 月 18 日（水）
質問書に対する回答	令和８年 11 月 19 日（木）
参加意向申出書提出期限	令和８年 11 月 25 日（水）
参加資格結果通知及び審査会実施通知	令和８年 11 月 27 日（金）
提案書等提出期限	令和８年 12 月４日（金）
審査会	令和８年 12 月 14 日（月）
審査結果通知	令和８年 12 月 15 日（火）

４　参加申込み

「２参加資格」の要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）提出期限

令和８年11月25日（水）午後５時まで　※必着

（２）提出方法

郵送、持参又は電子メールにより「11問い合わせ先」へ提出すること。電子メールで提出する場合は、必ず電話にて着信確認をすること。持参の場合は、土日及び祝日を除く午前８時30分から午後５時までとする。

（３）提出部数

正本１部（代表者印押印のあるもの）

（４）提出書類

	名　　称	様式及び添付書類等
ア	公募型プロポーザル参加意向申出書	【様式第１号】 ・代表者印等を押印すること。
イ	会社概要書	【様式第２号】 ・パンフレット等がある場合は添付すること。

（５）参加資格結果通知及び審査会実施通知発送

参加資格の確認終了後、電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

（６）辞退届の提出

参加意向申出書の提出後に参加を辞退する場合は、持参又は郵送により「11問い合わせ先」へ「参加辞退届」【様式第７号】を令和８年12月４日（金）までに提出すること。持参の場合は、土日及び祝日を除く午前８時30分から午後５時までとする。

５　質問の受付及び回答

（１）　提出期限

令和８年 11 月 18 日（水）午後５時まで　※必着

（２）　提出方法

質問書【様式第４号】に必要事項を記入し、電子メールにより「11 問い合わせ先」へ提出すること。提出後、必ず電話にて着信確認をすること。

（３）　回答方法

質問に対する回答は、令和８年 11 月 19 日（木）午後５時までに佐伯市ホームページに掲載する。（URL：https://www.city.saiki.oita.jp/）

６　提案書等の提出

本プロポーザルに関する提案書等は次の方法により提出すること。

（１）提出期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時まで　※必着

（２）提出方法

持参又は郵送により「11 問い合わせ先」へ提出すること。持参の場合は、土日及び祝日を除く午前８時 30 分から午後５時までとする。

（３）提出部数

①正本１部（代表者印が押印してあるもの）

②副本８部（正本の写し。正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とする。）

③ＣＤ（ＤＶＤ）－Ｒ　１枚（正本のデータをＰＤＦ形式で保存したもの）

※ＣＤに代えて電子メールによるデータ提出も可とする。

（４）提出書類

次に示すアからオの順序で製本し、インデックスを付けて提出すること。

	名　　称	様式及び添付書類等
ア	提案書	提案書【様式第５号】、企画提案書【任意様式】 ・仕様書に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。 ・提案趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔にわかりやすく記述すること。 ＜作成上の留意点＞ ※企画提案書は、Ａ４判とし、見やすい文字サイズとすること。また、必ずページ番号を付すこと。表紙、目次を除いて両面印刷とし、概ね15ページ以内とすること。 ※Ａ３判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、Ａ４判２ページ分とカウントする。（Ａ４サイズにゼット折りすること。） ※資料は、必要最小限に留めるようにすること。
イ	業務実施体制表	【任意様式】 ・契約締結後におけるそれぞれの業務の実施体制（管理責任者、主任技術者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。
ウ	業務工程表	【任意様式】 ・契約締結後からの契約期間中のそれぞれの業務の工程を記載すること。
エ	過去の実績が分かる資料	【任意様式】 ・本業務に類似する業務の受託実績の分かる資料を添付すること。
オ	見積書	【任意様式】 ・提案上限価格の範囲内での見積額とする。 ・総額だけでなく、積算内訳も記載すること。 ・見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

７　審査について

（１）審査日及び会場

日時：令和８年12月14日（月）

場所：宇目振興局　２階 第１会議室（大分県佐伯市宇目大字千束1060番地1）

※提案者には詳細を別途通知する。

（２）審査方法

ア　企画提案書等の審査は、「８選定基準及び方法」に記載の選定委員会が行う。

イ　審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、応募者が６者以上の場合は、予備審査を行い、５者により審査会を行う場合がある。

ウ　プレゼンテーションの時間は、１者につき25分以内（提案説明15分、質疑応答10分）とする。なお、参加者は１者につき３人以内とする。

エ　プレゼンテーションの順序は「プロポーザル参加意向申出書」【様式第１号】の到達順とする。

オ　企画提案の説明は、提出した提案書等で行うこととし追加資料の提出は認めない。
プロジェクター等は使用せず、予め提出した企画提案書のみで行うこととする。

カ　審査は非公開とする。

８　選定基準及び方法

（１）選定の手順

本市が設置する「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年100日前イベント企画運営等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、別途定める「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年100日前イベント企画運営等業務委託交渉順位決定基準」に基づいて提案内容及び経費等について総合的に評価し、交渉権第１位の事業者を選定するものとする。

（２）交渉

当市は交渉権第１位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行うものとする。

交渉権第１位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点の高い順に交渉を行うものとする。

（３）選定結果

結果の通知は、全提案者に「選定結果通知書」【様式第６号】で通知する。結果通知書は、当該提案者の総合評価点及び順位のみを通知するものとし、評価項目ごとの点数は通知しない。

また、交渉権第１位に選定された事業者名、全提案者の総合評価点を佐伯市ホームページにて公表する。なお、選定結果について、電話や電子メール等のほか、いかなる方法による問い合わせにも応じない。

９　失格となる場合

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（１）「２参加資格」を満たさなくなった場合

（２）提出期限経過後に書類等の提出があった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）審査の公平性を害する行為があった場合

（５）委員会または関係者に本業務に対する助言を求めた場合

（６）「１事業の概要（５）提案上限価格」を超えた場合

（７）審査会に出席できない場合

10　その他の留意事項

（１）提案者は複数の提案をすることはできない。
（２）本プロポーザル等に係る経費は、全て提案者の負担とする。
（３）本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
（４）提出後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めない。
（５）応募書類の著作権は応募者に帰属するものとするが、採用した提案書等の著作権は本市に帰属するものとする。ただし、本市は、本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。
（６）提出された書類は返却しないものとする。
（７）本市は提出書類等に記載された個人情報について、本業務の交渉権第１位の事業者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
（８）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、佐伯市情報公開条例（平成17年条例第13号）に基づき提出書類を公開することがある。
（９）提案者が１者の場合でも本プロポーザルを実施する。
（10）災害等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においても、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。
（11）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

11　問い合わせ先

佐伯市役所 商工観光部 観光課（宇目振興局１階）担当：狩生
〒879-3205　大分県佐伯市宇目大字千束1060番地１
電話　0972-25-4118（直通）
FAX　0972-52-1178
電子メール　ecopark@city.saiki.lg.jp